

## 国立大学法人九州大学総長解任の申出に関する規則

令和2年9月18日  
総長選考会議決定

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学総長選考会議規則第4条第2項に規定する総長の解任の申出に係る手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(解任の申出)

第2条 総長選考会議は、総長が次の各号いずれかに該当するときは、文部科学大臣に総長の解任を申し出ることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 職務の遂行が適当でないため国立大学法人九州大学の業務の実績が悪化した場合であつて、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認められるとき。
- (4) その他総長たるに適しないと認めるとき。

(解任の審議の請求等)

第3条 総長選考会議は、前条各号のいずれかに該当するものとして、次の各号に定める方法により請求があつたときは、総長解任の審議を行う。

- (1) 総長選考会議委員の3分の1以上の連署。
  - (2) 経営協議会又は教育研究評議会の議決。
- 2 前項の請求は、総長を解任すべき事由を記載した書面により行う。
- 3 総長選考会議の議長は、第1項の総長解任の請求があつたときは、速やかに総長選考会議を招集する。

(開会)

第4条 総長の解任を審議する総長選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開会することができない。

(調査等)

第5条 総長選考会議は、総長解任について判断するために必要な調査をすることができる。

第6条 総長選考会議は、総長解任の審議を行うにあたり、総長に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

(議決)

第7条 総長選考会議における総長解任の議決は、議長を含む出席者の3分の2以上の多数で決する。

附則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。